

第 7 部
リハビリテーション

理学療法

(注の変更)

リハビリテーション等に関する
逓減制及び算定制限の見直し

注 3 集団療法については、患者 1 人につき 1 日
2 単位、かつ、1 月合計 8 単位に限り算定す
る。

注 3 集団療法については、患者 1 人につき 1 日
2 単位、かつ、1 月に合計 8 単位に限り算定
する。ただし、急性発症した脳血管疾患等の
疾患の患者であって発症後 180 日以内のもの
については、1 日 2 単位、かつ、1 月に合
計 12 単位に限り算定する。

作業療法

(注の変更)

リハビリテーション等に関する
逓減制及び算定制限の見直し

注 3 集団療法については、患者 1 人につき 1 日
2 単位、かつ、1 月合計 8 単位に限り算定す
る。

注 3 集団療法については、患者 1 人につき 1 日
2 単位、かつ、1 月に合計 8 単位に限り算定
する。ただし、急性発症した脳血管疾患等の
疾患の患者であって発症後 180 日以内のもの
については、1 日 2 単位、かつ、1 月に合
計 12 単位に限り算定する。

言語聴覚療法				
(項目の分割)				
言語聴覚療法の見直し	1 言語聴覚療法()		1 言語聴覚療法()	
	イ 個別療法(1単位)	250点	イ 個別療法(1単位)	250点
	ロ 集団療法(1単位)	100点	ロ 集団療法(1単位)	100点
	2 言語聴覚療法()		2 言語聴覚療法()	
	イ 個別療法(1単位)	180点	イ 個別療法(1単位)	180点
	ロ 集団療法(1単位)	80点	ロ 集団療法(1単位)	80点
			3 言語聴覚療法()	
			イ 個別療法(1単位)	100点
			ロ 集団療法(1単位)	40点
(注の変更)	注1 1及び2については別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。		注1 1, 2及び3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。	
(注の変更)	注3 集団療法については、患者1人につき1日2単位、かつ、1月合計8単位に限り算定する。		注3 集団療法については、患者1人につき1日2単位、かつ、1月に合計8単位に限り算定する。ただし、急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後180日以内のものについては、1日2単位、かつ、1月に合計12単位に限り算定する。	
リハビリテーション等に関する逡減制及び算定制限の見直し				
(注の追加)		(新設)	注5 急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者に対して、リハビリテーション計画を作成し、	
言語聴覚療法の見直し				

当該リハビリテーション計画に基づき、言語聴覚療法() (個別療法に限る。)又は言語聴覚療法() (個別療法に限る。)を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、早期リハビリテーション加算として、それぞれ次に定める点数(15歳未満の患者に対して行った場合は、それぞれ次に定める点数の100分の200に相当する点数)を所定点数に加算する。

- イ 発症後14日以内に行われた場合(1単位につき) 100点
- ロ 発症後15日以上30日以内の期間に行われた場合(1単位につき) 80点
- ハ 発症後31日以上90日以内の期間に行われた場合(1単位につき) 30点